

福岡市公報

令和 7 年 9 月 29 日 第 7179 号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 消防局

ページ

○福岡市消防職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正 (訓令甲第12号)	1
○福岡市消防職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正 (訓令甲第13号)	2
教 育 委 員 会	
○福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正(規則第16号)	2
○福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部 改正(訓令第9号)	3
○福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部 改正(訓令第10号)	3

消 防 局

福岡市消防局訓令甲第12号

福岡市消防職員の育児休業等の取扱いに関する規程(平成4年福岡市消防局訓令甲第10号)の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

第2条(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第12条中「あって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日」を削る。

第13条第1項中「請求」の次に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更」を加え、「、部分休業」を「、当該部分休業」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(条例第16条第2項の任命権者が定める期間)

第14条 条例第16条第2項の任命権者が定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達す

る日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

福岡市消防局訓令甲第13号

福岡市消防職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市消防局訓令甲第14号）の一部を次のように改正し、令和 7 年10月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第10条第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「に規定する」を「の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に、「「部分休業」を「「第 1 号部分休業」に、「職員については、2 時間から当該部分休業」を「時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該第 1 号部分休業」に、「時間）」を「時間」に改め、同条第 3 項中「非常勤職員の介護時間」を「第 1 号部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の非常勤職員の介護時間」に改め、「当該非常勤職員について」を削り、「（当該非常勤職員が部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該部分休業」を「）から当該第 1 号部分休業」に、「時間）」を「時間」に改める。

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第16号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 総務部の項中「3」を「2」に改める。

別表第 3 3 主査の表中

学校企画課	保幼小中連携	1
	学びの改革推進	1
中学校教育課	学校開校準備	1
高校教育課	市立高校あり方検討	1

を

学校企画課	保幼小中連携	1
	学びの改革推進	1
高校教育課	市立高校あり方検討	1

に改める。

附 則

この規則は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

福岡市教育委員会訓令第 9 号

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成 14 年福岡市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市教育委員会

第 2 条（見出しを含む。）中「第 2 条第 4 号ア（イ）」を「第 2 条第 5 号ア（イ）」に改める。

第 12 条中「あって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日が」を削る。

第 13 条第 1 項中「請求」の次に「、育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更」を加え、「、部分休業」を「、当該部分休業」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 16 条第 2 項の任命権者が定める期間）

第 14 条 条例第 16 条第 2 項の任命権者が定める期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

福岡市教育委員会訓令第 10 号

福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市教育委員会

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異に

する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

第10条第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「に規定する」を「の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「職員については、2時間から当該部分休業」を「時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業」に、「時間)」を「時間」に改め、同条第3項中「非常勤職員の介護時間」を「第1号部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の非常勤職員の介護時間」に改め、「当該非常勤職員について」を削り、「(当該非常勤職員が部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該部分休業」を「) から当該第1号部分休業」に、「時間)」を「時間」に改める。